

佐賀県過疎地域自立促進方針

平成28年度～平成32年度

平成27年9月

佐賀県

目 次

I 基本的な事項	1
1 過疎地域の現状	1
(1) 地域の分布	1
(2) 人口の動き	1
(3) 土地利用	3
(4) 産 業	4
① 所得	4
② 就業構造	4
③ 農 業	5
④ 林 業	5
⑤ 水産業	5
⑥ 工 業	5
⑦ 地場産業等 (含む起業の促進)	6
⑧ 商 業	6
⑨ 観 光	6
⑩ 港 湾	6
(5) 道路等交通通信網等 (含む情報化の推進)	6
(6) 生活環境施設等	7
(7) 高齢者等の保健及び福祉	8
(8) 医 療	8
(9) 教育文化施設	8
(10) 財 政	9
2 過疎地域の課題	9
(1) 土地利用	9
(2) 産 業	9
① 農 業	10
② 林 業	10
③ 水産業	10
④ 工 業	10
⑤ 地場産業等 (含む起業の促進)	10
⑥ 商 業	11
⑦ 観 光	11
⑧ 港 湾	11
(3) 道路等交通通信網等 (含む情報化の推進)	11
(4) 生活環境施設等	12
(5) 高齢者等の保健及び福祉	12

(6) 医 療	13
(7) 教育文化施設	13
(8) 財 政	13
(9) 公 共 施 設	13
(10) 集 落	13
(11) 各地域における現状と問題点	13
3 過疎地域自立促進の基本的な方向	15
(1) 基本的な方向	15
(2) 各地域ごとの基本的な方向	16
4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	18
II 産業の振興	18
1 産業振興の方針	18
2 農林水産業の振興	19
(1) 農 業	19
(2) 林 業	22
(3) 水産業	24
3 地場産業の振興	25
4 企業の誘致対策	25
5 起業の促進	26
6 商業の振興	27
7 観光又はレクリエーション	27
8 港 湾	28
III 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	29
1 交通通信体系の整備の方針	29
2 県道及び市町村道の整備	30
3 農道、林道及び漁港関連道の整備	30
4 交通確保対策	30
5 通信施設の整備	30
6 情報通信技術(I C T)の利活用の推進	31
7 地域間交流の促進	32
IV 生活環境の整備	32
1 生活環境の整備の方針	32
2 水道、下水処理施設等の整備	32
3 消防救急施設の整備	33

V	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
1	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	34
2	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	34
3	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	35
VI	医療の確保	36
1	医療の確保の方針	36
VII	教育の振興	37
1	教育振興の方針	37
2	公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	37
3	集会施設、体育施設、文化施設等の整備	37
VIII	地域文化の振興等	38
1	地域文化の振興等の方針	38
2	地域文化の振興等に係る施設の整備	38
IX	集落の整備	38
1	集落機能の維持	38
2	集落の整備	39

佐賀県過疎地域自立促進方針

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状

(1) 地域の分布

本県の過疎地域は、県下20市町のうち9市町（このうち4市は、一部の区域が過疎地域とみなされる市）である。対象地域を地理的な条件から大別すると、①脊振山系に属する北部山間地域、②玄界灘に面した北部沿岸地域、③天山山麓から北西部に至る県央地域、④佐賀平野に面した杵島地域、⑤有明海に面した南部沿岸地域の5地域である。

過疎地域が全市町に占める割合は、市町数で45.0%、面積では総面積（平成26年10月1日現在）2,440km²に対し、32.7%（798km²）を占めている。（市の一部の区域が過疎地域とみなされている市の面積、人口規模については、その区域の面積及び人口による。以下同じ。）

表1 過疎地域区分

地域区分	過疎地域
北部山間地域	佐賀市のうち旧富士町及び旧三瀬村の区域 唐津市のうち旧七山村の区域、神埼市のうち旧脊振村の区域
北部沿岸地域	唐津市のうち旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町の区域
県央地域	唐津市のうち旧相知町の区域、多久市
杵島地域	武雄市のうち旧北方町の区域、大町町、江北町、白石町
南部沿岸地域	太良町

(2) 人口の動き

① 人口の動きを国勢調査人口でみると、表2のとおり、昭和35年の942,874人から減少を続けていた県全体の人口は、昭和50年の837,674人を底として、増加に転じ昭和60年の880,013人に達した。その後増減を繰り返し平成22年に、849,788人となった。

なお、平成22年の過疎地域の人口は119,163人で、県全体の14.0%となっている。

表2 人口の動き

区 分	県 (人)	過疎地域 (人)	割合 (%)
昭和35年	942,874	226,933	24.1
昭和40年	871,885	191,431	22.0
昭和45年	838,468	161,848	19.3
昭和50年	837,674	150,953	18.0
昭和55年	865,574	150,530	17.4
昭和60年	880,013	148,994	16.9
平成 2年	877,851	144,144	16.4
平成 7年	884,316	138,514	15.7
平成12年	876,654	133,129	15.2
平成17年	866,369	127,160	14.7
平成22年	849,788	119,163	14.0

・国勢調査

・表中の過疎地域は、平成27年度4月1日時点の過疎地域の数値

② 過疎地域の人口の推移

過疎地域の人口の減少傾向は緩和しつつあったが、昭和55年から再び減少傾向が強まる兆しを示している。

表3 過疎地域の人口の推移

区 分	増減数 (人)	増減率 (%)
昭和35年：昭和40年	△ 35,502	△ 15.6
昭和40年：昭和45年	△ 29,583	△ 15.5
昭和45年：昭和50年	△ 10,895	△ 6.7
昭和50年：昭和55年	△ 423	△ 0.3
昭和55年：昭和60年	△ 1,536	△ 1.0
昭和60年：平成 2年	△ 4,850	△ 3.3
平成 2年：平成 7年	△ 5,630	△ 3.9
平成 7年：平成12年	△ 5,385	△ 3.9
平成12年：平成17年	△ 5,969	△ 4.5
平成17年：平成22年	△ 7,997	△ 4.7

③ 人口の年齢別構成

過疎地域の年少人口及び生産年齢人口の割合は低下し、老年人口割合は上昇してい

る。

表4 人口の年齢別構成

単位：%

区 分	平成17年 (A)			平成22年 (B)			(B) - (A)		
	過疎 a	県 b	a-b	過疎 a	県 b	a-b	過疎 a	県 b	a-b
年少人口 (14歳以下)	14.1	15.2	△1.1	13.0	14.6	△1.6	△1.1	△0.6	△0.5
生産年齢人口 (15～64歳)	57.9	62.1	△4.2	57.3	60.8	△3.5	△0.6	△1.3	0.7
老年人口 (65歳以上)	28.0	22.7	5.3	29.7	24.6	5.1	1.7	1.9	△0.2

・国勢調査

(3) 土地利用

一部過疎地域を除いた数値で見た場合、過疎地域は県全体の土地利用割合と比べ林野の割合が低く、田、畑、樹園地等の経営耕地割合は高い状況である。

表5 土地利用状況

単位：k m²

区 分	県	過疎地域 (一部過疎地域除く)
総面積	2, 440.6	306.8
耕地(田、畑、樹園地等)	534.0 (21.9%)	103.8 (33.8%)
林野	1, 106.6 (45.3%)	105.1 (34.3%)
その他(宅地、工業用地、 河川、道路等)	800.0 (32.8%)	97.9 (31.9%)

・総面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」H26.10.1

・耕地：九州農政局佐賀統計・情報センター「耕地面積調査」H26.7.15

・林野：農林水産省「世界農林業センサス」H22.2.1

・その他の数値は、総面積から耕地及び林野を差し引いて算出

・最新の統計では市町村合併により一部過疎地域のデータが抽出できないため、表中の「過疎地域」欄には一部過疎地域を除いた数値を記載

(4) 産 業

① 所 得

一部過疎地域を除く過疎地域の一人当たり市町民所得は、平成23年度時点で、県平均の82.8%であり、県平均を大幅に下回っている。

表6 1人当たり市町民所得の状況

単位：千円、%

区 分	県	過 疎 地 域 (一部過疎地域除く)	
			対県比率
平成18年度 (A)	2,602	2,214	85.0
平成23年度 (B)	2,399	1,987	82.8
(B) — (A)	△203	△227	△2.2

・佐賀県「市町民経済計算報告書」平成23年度版

・平成23年度版の報告書では、市町村合併により一部過疎地域のデータが抽出できないため

表中の「過疎地域」欄には一部過疎地域を除いた数値を記載

② 就 業 構 造

就業人口を平成12年と平成22年で比較すると県全体も過疎地域も減少した。産業別には、県全体も過疎地域も第1次産業、第2次産業の人口割合が低下し、第3次産業の割合は上昇した。過疎地域は県全体と比べ第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっている。

表7 就業人口の構成

区分		平成12年 (A)	平成22年 (B)	(B) — (A)
過 疎 地 域	第1次産業	23.2%	20.6%	△2.6%
	第2次産業	27.5%	24.0%	△3.5%
	第3次産業	49.3%	55.4%	6.1%
	過 疎 計	66,548人	58,337人	△8,211人
県 全 体	第1次産業	11.5%	9.5%	△2.0%
	第2次産業	27.5%	24.2%	△3.3%
	第3次産業	60.8%	66.2%	5.8%
	総 計	431,457人	396,846人	△34,611人

・国勢調査

・平成17年度の国勢調査では、市町村合併により過疎地域のデータが抽出できないため

平成12年度のデータと平成22年度のデータを比較している。

③ 農 業

本県の農業・農村は、新鮮・良質・安全な食料の安定供給をはじめ、県土・環境の維持保全や、自然・文化資源の提供など多面的で重要な機能を果たすとともに、農業生産活動を通じて地域経済・社会の発展にも大きく寄与している。

しかしながら、近年の農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少・高齢化の進行、農産物価格の低迷や生産コストの増加等による農業所得の伸び悩み、農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加、さらには、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の発生など厳しい状況にある。

このような中、過疎地域においては、気象条件など地域特性を活かした野菜、果樹、畜産等の農畜産業が展開されているものの、ほ場条件等が厳しいことから、他の地域に比べ農業生産性は低い状況にある。

④ 林 業

本県の人工林率は67%と全国で最も高く、その資源も成熟しつつあり、40年生以上の伐期に達した森林が8割を占める状況にある。

しかしながら、林業・木材産業を取り巻く環境は、輸入木材の影響等による木材価格の長期低迷や経営コストの増加等による収益性の低下に加え、近年の住宅着工戸数の減少による木材需要の減退など厳しい状況が続いている。

また、森林の管理を担ってきた山村地域は、過疎化や高齢化の進行等により担い手が減少するなど、集落機能の維持が憂慮されており、森林の計画的な間伐や伐採が進まず、森林の荒廃が懸念される状況となっている。

このような課題に向け、森林資源を循環させ、林業・木材産業の活性化を図るため、木材の生産から流通・加工、消費に至る一貫した取り組みを強化することとしている。

過疎地域においてもスギ、ヒノキの人工林の大半が利用可能な時期を迎えているにもかかわらず、森林所有者の経営意欲の低下等から計画的な間伐や伐採が進まず、木材の供給のみならず、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

⑤ 水産業

本県では、玄界灘、有明海という環境条件が全く異なる海域で、それぞれの漁場特性を活かした漁業が営まれている。

しかし、近年の水産業を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、過疎地域においても、貧酸素水塊、有害赤潮の発生による水質・底質環境の悪化などにより、水産資源は減少している。

流通については、水産資源の減少、ブランド化等の付加価値化への取り組みが遅れていることに加え、北部沿岸地域では、近隣市場との競合や活魚を中心とした直接取引の増加など流通の多様化により市場外流通量が増加していること、杵島地域及び南部沿岸地域では、特殊な魚種が多く流通経路も限られていることから、買受人の減少や産地市場の機能が低下し、市場価格が低迷している。

⑥ 工 業

本県における企業誘致の現状は、製造業を中心に平成27年3月末現在で、628

件の企業進出があり、平成25年の本県工業に占める誘致企業の割合を見ると、事業所数は1割強に過ぎないが、従業者数では約半数、工業出荷額でも半数強を占めており、本県工業における誘致企業の従業員数及び工業出荷額のウエイトは、高くなっている。

過疎地域においては、県央地域及び杵島地域を中心に企業誘致等積極的な工業導入が図られたため、誘致企業全体の約14%の88社の企業進出があった。

⑦ 地場産業等（含む起業の促進）

地域内発型の産業の振興が、地域経済の振興に果たす役割は大きい。県内の地場産業は、食品、陶磁器、家具製造等の軽工業が大きなウエイトを占めており、生活に密着した消費財の生産を主とする構造となっている。

⑧ 商業

県下の商店数（商店街内）に占める、過疎地域内の商店数（商店街内）の割合は、平成26年で18.9%（459店）となっている。

過疎地域の商業形態は、主要道路沿いに大型店舗等が立地し、一定の集積が見られる地域もあるが、地域内住民の日常的購買を中心とするものがほとんどである。

また、自家用車依存社会の進展、インターネット、スマートフォン等の普及等の消費者ニーズの多様化、高度化により、地域外への消費の流出がみられるなど過疎地域の商業者にとっても厳しい状況が続いている。

⑨ 観光

本県は、温暖な気候の下に玄界灘・有明海という性格の異なる海、豊かな緑、広大な平野など優れた自然環境を有し、地域固有の歴史や伝統、文化といった、「本物」の観光資源を数多く有している。

近年の社会経済環境の変化に伴い、観光客のニーズが多様化し、旅行形態は団体旅行から個人旅行へ移行している。

過疎地域の中には、地域固有の観光資源を活かした観光地づくりに取り組んでいる地域も見受けられる。

⑩ 港湾

本県の港湾は、重要港湾2港及び地方港湾7港があり、過疎地域においては、呼子港、仮屋港、星賀港、住ノ江港、大浦港の5港の地方港湾があるが、その取扱貨物量は県全体港湾取扱貨物量の2.3%（平成26年）を占めている。

また、これらの港湾は沿岸漁業基地港や離島航路の発着港、観光遊覧船の発着港としての重要な役割を果たしている。

(5) 道路・交通・通信網（含む情報化の推進）

過疎地域における道路・交通・通信網は、社会、経済、文化活動の基盤である。

① 道路

県内の過疎地域は、これまでの積極的な取り組みにより、改良や舗装が進んでいるも

の、生活の足のほとんどを自動車交通に依存している地域において、道路網の整備は極めて重要な課題となっている。

② 地域の生活交通の確保

自家用車依存社会の進展に伴い、地方の公共交通機関は衰退の一途をたどっている。特に過疎地域においては、輸送需要の減少によるバス路線の廃止等に対して、高齢者、児童等の生活の足をどう確保するかが課題となっており、民間バス会社への委託によるバスの運行や通学費の一部財政負担を行っている市町もある。

③ 鉄 道

本県内にはJR鹿児島本線、JR長崎本線、JR佐世保線、JR唐津線、JR筑肥線、甘木鉄道及び松浦鉄道がある。そのうち過疎地域内には、JR長崎本線、JR佐世保線、JR唐津線及びJR筑肥線が運行している。

鉄道は都市と地域あるいは地域と地域の交流を促進し、地域の活性化を図るうえで、極めて重要な公共交通機関となっていることから、運行時間や運行本数の改善等の利便性向上に対する住民の要望が強い。

④ 通信施設の整備

動画等の通信に適した超高速ブロードバンド（下りの通信速度が概ね30Mbps以上）通信網の整備については、都市部を中心とした民間通信事業者による光ファイバー（FTTH）整備や、県内全域に普及しているケーブルテレビ網を活用したインターネットサービスの超高速化、さらにはLTEのサービスエリアの拡大などにより、県内のカバー率は100%となっているが、過疎地域等においては、採算性が低いという理由により、幹線から支線の段階、又は各家庭への引込段階において整備が進まない地区があり、これらの地区における情報格差が生じているほか、移動体通信（携帯電話）の不感地区がある。

(6) 生活環境施設等

① 水 道

水道の普及率は、年々向上しているが、平成26年度末の総人口に対する給水人口の割合は、県平均95.1%に対し、過疎地域は90.7%と低い状況にある。

② ごみ処理施設等

ごみ処理について、県央地域（多久市）の焼却施設は老朽化のため、部分的な補修を行いながら稼働しており、今後、広域的なごみ処理を行うための施設が必要である。

③ 下水道等污水处理施設

平成25年度末における下水道等污水处理施設（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）の県内の整備率は78.8%である。

過疎地域の平均は58.4%と低い状況にある。

④ 消 防

広域市町村圏等によって、県下全域に常備消防体制及び消防緊急施設が整備されて

いる。

(7) 高齢者等の保健及び福祉

① 高齢者の保健及び福祉

本県の高齢化率は平成26年10月で27.0%と全国平均の26.0%を上回っている。過疎地域の高齢化率は平成26年10月現在で県平均の27.0%に比べ4.8%も高く31.8%となっている。

活力ある高齢社会を実現するために、健康寿命の延伸等が求められている。

② 児童の保健及び福祉

佐賀県は共働き家庭の割合が平成22年で51.1%（全国第9位）と高く、また、核家族化の進行、結婚観・価値観など個人の意識の変化、育児の負担感や仕事と育児の両立の負担感などを背景とした少子化が進行している。この結果、子どもの自主性や社会性が育ちにくい、社会の活力が低下する、現役世代の社会保障費用負担が増大するなどの影響が懸念される。

③ 障害者の保健及び福祉

障害者の高齢化が進んでおり、よりきめ細かい事業展開が求められているが、障害福祉サービスを提供する事業所が身近にないといった課題がある。

(8) 医療

過疎地域はその他の地域に比べて、医療機能が充実していない地域が多く、医療施設に従事する医師、歯科医師等が少ない傾向がある。

また、医療機関数が少ないため、標榜診療科が内科や外科等に限られている地域も多い。

(9) 教育・文化施設等

① 児童・生徒数

平成26年5月現在の過疎地域の小中学校の学校数、児童・生徒数は、小学校36校（本校34校、分校2校）、5,732人、中学校22校、3,100人である。

過疎地域における1校あたりの児童・生徒数は、小学校159人、中学校141人（県平均小学校275人、中学校271人）で、小規模学校が多い。

② 複式学級

過疎地域における小中学校の複式学級数は、平成26年5月現在では10学級で、全県下36学級の28%程度を占めている。

③ 高校進学

過疎地域における中学校卒業者の高校進学率は、平成26年3月卒では98.1%で、県平均の97.5%に比べ同等であるが、離島においては100%となっている。

④ 施設整備

過疎地域における小中学校の施設整備については、危険校舎等の割合は小中学校で1.69%で県平均（6.05%）より低い状況にある。

⑤ 学校教育

学校教育においては、児童・生徒が変化の激しいこれからの社会を主体的に生きるため、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和がとれた生きる力を確実に育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい県民の育成が求められている。

⑥ 社会教育施設

公民館は、過疎地域においても全市町に設置されているが、図書館は、過疎地域では7市町（全県下17市町）で設置されており、設置率は77.8%（全県下85.0%）と県平均より低い。

⑦ 文化施設

市町立文化ホール施設は、過疎地域では4市町（全県下12市町）で設置されており、設置率は44.4%（全県下60%）と、県平均より低い。

(10) 財政

県内過疎地域の財政力指数は、過疎地域自立促進特別措置法指定時（平成10～12年度）の0.244に比べ0.32（平成24～26年度：全域過疎指定市町のみ）と上昇はしているものの、県平均の0.52と比べると依然としてその格差は大きいものがある。これは、過疎地域が他の地域と比べ、人口、商工業等の集積が低く、税収が少ないことによるものと考えられ、歳入構造を見ると地方交付税や地方債に依存しており、過疎地域を取り巻く財政環境は厳しい状況にある。

2 過疎地域の課題

(1) 土地利用

特に過疎地域においては、人口減少、少子高齢化の更なる進行等により、空き地・空き家や荒廃農地、荒廃森林の増加といった土地の管理水準の低下が懸念され、今後、県土資源の適切な管理や質的向上を図るとともに、地域の特性を生かした土地の有効活用を図ることが重要な課題である。

(2) 産業

第1次産業のウエイトが高い過疎地域においては、今後さらに農林水産業の振興を図るとともに、若者の定住を促進するうえから、地域の実情に応じて産業の高度化や起業の促進について検討するとともに、所得の向上のための対策を講じていくことが

極めて重要な課題である。

① 農 業

過疎地域の農業を持続的に発展させるためには地域の特性を活かし、消費者に信頼される農産物・加工品の安定的な生産に取り組むとともに、営農形態に即した省力・軽労化技術の導入や生産基盤の整備等による高収益な農業を展開する必要がある。あわせて地域農業を担う意欲的な農業者を確保するとともに、営農や地域活動に取り組める体制の構築や過疎地域への交流人口の拡大が重要である。また、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等の被害や農業用水利施設等の老朽化による維持管理費の増加も課題となっており、対策が必要である。

② 林 業

利用可能な時期を迎えた森林資源を有効に活用し、林業が地域における産業の一つとして確立できるよう、地域の特性に応じた森林施業の集約化や担い手の育成を行い、山村地域の振興を図る必要がある。

さらに、地球温暖化等の環境問題に対する関心が高まる中、循環型社会を構築するうえでも、再生利用が可能で環境にやさしい木材の利用拡大を図ることが必要である。

③ 水産業

種苗放流を中心とした栽培漁業とそれらの育成場である漁場整備と併せて資源管理を一体的に推進し、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る必要がある。

また、市場機能向上と漁業協同組合による共同集出荷体制を確立するとともにブランド形成により、水産物価格の向上を図る必要がある。

さらに、つくり育て管理する漁業推進のための生産基盤の整備、快適で潤いのある生活環境及び就労環境の改善など生活基盤の整備などを推進する必要がある。

④ 工 業

これからの地域経済の活性化を図っていくためには、新産業集積エリアや市町営工業団地を中心に優良企業の誘致を進めることによる県内企業の受注の増大と技術力の向上、産業構造の高度化と魅力ある就業の場の創出等による人材の過疎地域を含む県内定着を推進していくことが必要である。

⑤ 地場産業等（含む起業の促進）

近年の所得水準の向上、自由時間の増大が、生活者ニーズの一層の多様化、高度化をもたらした一方で、長引く消費の低迷、低価格輸入品の影響により、陶磁器、家具等の地場産業については、かつてない厳しい状況にある。この状況に本県の地場産業が対応していくには、生活者ニーズの動向を踏まえ、製品の多様化、高級品化、差異化に配慮した商品化、企業化を促進する必要がある。

そのためには、既存の地場産業については、新商製品の開発及び価値訴求、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信、各種物産展によるPR等を通じた販路の拡大に努めるとともに、創業を目指す人が、自らの意志と能力を発揮し、事業を起こせ

るように地域全体がベンチャーを支援する必要がある。

⑥ 商業

人口減少社会の進展に伴い、商業の担い手が減少し、マーケットが減少していく中、商店街やまちづくり団体への支援に加え、地域商業全般の活性化を図り、商業者の新規参入やレベルアップ等の様々なチャレンジを促進する必要がある。

また、増加する商店街の空き店舗の活用や、商店街の再活性化を図るためのソフト事業への支援を行う必要がある。

さらに、ICTを活用した販売促進へのチャレンジを支援していく必要がある。

⑦ 観光

観光客等の誘致促進を図るためには、埋もれた観光資源の発掘や磨き上げ、魅力的な広域観光ルートの設定、受入体制の整備などとともに、行政と民間が一体となった観光情報発信の一層の充実、強化に努めていく必要がある。

過疎地域においては、山野、森林、海、湖沼等の豊かな自然を活用し、生態系や景観の保全など自然環境との調和を図りながら、数多くある観光資源を観光客にとって魅力ある企画等として提供するなど、観光資源の磨き上げが重要であり、そのために必要となる地域における観光の担い手育成などを図っていく必要がある。

⑧ 港湾

これまでの港湾整備事業により、過疎地域の港湾においても防波堤や岸壁等の基本施設はかなり整備されたが、今後も、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等の整備による港湾機能の充実と離島航路の集約化などに伴う港湾機能の充実を図る必要がある。

(3) 道路・交通・通信網等（含む情報化の推進）

① 道路

過疎地域における道路の整備は、広域的交流と均衡ある発展に寄与する道路の整備を効率的、計画的に取り組む必要がある。

広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークなどの整備と併せ、これらを連絡する県道及び日常生活基盤としての市町村道に至るまでの道路網の整備を地域の特性を踏まえつつ一元的、総合的交通体系のもとで選択と集中により取り組む。

また、基幹的市町村道については、計画的な整備に努める必要がある。さらに、道路橋などの道路施設については、今後、老朽化が予想されることから、計画的な点検及び補修・更新等に取り組み、適切な維持管理に努めていく必要がある。

② 地域の生活交通の確保

今後の更なる少子高齢化の進展や人口減少により、輸送需要の拡大が見込めない中で、バス路線及び離島航路の維持改善を図り、また、地域の実情に応じた移動手段を確保することが課題となる。

③ 鉄 道

都市と地域、地域と地域の交流を促進し、地域の自立促進を図るために、J R 在来線のスピードアップや増便等が重要な課題となっている。

④ 通信施設

過疎地域の不利な条件の一つである時間や距離（移動）の制約を克服する必要がある。超高速ブロードバンド通信網の未整備地区において、情報格差を是正するため、民間事業者による整備を助長するとともに、その通信網を活用し、地域課題の解決のための情報通信技術（I C T）の利活用の促進に取り組む必要がある。

また、移動体通信（携帯電話）については、山間部地域などを中心に13地区が不感地区となっており、情報格差の解消を求められている。

（4）生活環境施設等

① 水 道

地域の公衆衛生の一層の向上のため、老朽化した水道施設の整備促進を行う必要がある。

② ごみ処理施設等

広域的な観点も含め、施設整備をはじめとした適切な対応を行う必要がある。

③ 下水道等污水处理施設

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業等の推進を図る必要がある。

④ 消 防

地域の実情に応じて、人員の確保、消防ポンプ自動車、高規格緊急自動車等の整備、救急・救助資機材等の整備を図るとともに防火水槽の設置等の消防水利の整備を通じて常備消防体制の充実強化及び消防団組織の育成等が必要である。

（5）高齢者等の保健及び福祉

① 高齢者の保健及び福祉

全ての高齢者が、住み慣れた家庭や地域で健康で生きがいを持ち、安心していきいきと生涯を送れるよう、地域の実情に応じたきめ細かな各種保健福祉施策の、なお一層の充実を図る必要がある。

また、生涯を通じた健康づくりに県民一人ひとりが自発的に取り組めるように地域、市町村、関係機関・団体等が連携を取り、保健福祉サービスの充実・環境整備を図る必要がある。

② 児童の保健及び福祉

子育てに喜びや楽しみを持ち安心して子どもを産み育てることができ、また、子ども自身が健やかに成長できる社会の実現を図る必要がある。

③ 障害者の保健及び福祉

障害者が地域の中で安心して生活できる共生社会を目指し、自立と社会参加を推進するためには、障害福祉サービス等の充実や住まいの場、働く場を確保するとともに、障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」に対応した、きめ細かい事業展開を図ることが必要である。また、地域住民一人ひとりが障害（者）のことを正しく理解することが必要である。

(6) 医療

日常生活圏において、通常の医療需要に対応できるよう必要な医療を確保するなど、過疎地域の住民にとって安心感のもてる良質かつ適切な医療提供体制の整備が必要である。

(7) 教育文化施設

過疎地域における学校施設は、地域交流の場や災害時の避難の場としての意義も大きいことから、施設整備の充実を図るとともに、通学上の問題が多い山間地や離島などについては、通学方法の確保対策が必要である。

公民館は地域における家庭教育・子育て、青少年の健全な育成とともに地域コミュニティづくり等の支援を行う拠点として、また地域住民の生涯学習ニーズにも応えられるよう機能面、施設設備面でも更に充実を図る必要がある。また、図書館、資料館などの社会教育施設及び市町立文化ホールの文化施設についても、整備を充実していく必要がある。

(8) 財政

過疎地域は他の地域と比べ厳しい財政状況の中にあって、食料や水資源、木材の供給、自然環境の保全と癒しの場の提供を担っており、この多面的機能を維持していくためには、財政的な支援等が必要である。

(9) 公共施設

廃校等を社会教育施設や地域間交流施設に転用し有効活用されている事例がある一方で、利用率が低く活用が不十分な施設もある。今後は、遊休施設の利活用と利用率が低調な既存公共施設の効率的、効果的な運営に努める必要がある。

(10) 集落

人口減少及び少子高齢化の進展によって、過疎地域を中心に地域コミュニティの維持が困難な集落が今後出てくることが想定される。

(11) 各地域における現状と問題点

○北部山間地域

ア 現状

人口は依然として減少傾向にあり、高齢化率は34.5%（平成22年）で県内過

疎地域の中でも高い水準にある。普及率が10.7%（平成26年度末）と非常に低い水道施設をはじめとする生活環境などの基盤整備において低位にある。

就業構造は第1次産業人口の構成割合が31.4%（平成22年）と県平均を大きく上回っている。温泉施設をはじめとする観光施設の整備が進み、観光客数は増加の傾向にある。

イ 課題

冷涼な気象条件や比較的都市部から近いという交通アクセスに恵まれた山村という地域の特性を活用した農業・林業の振興や観光リゾート基地形成の推進に努める必要がある。

また、道路整備及び上下水道の整備等の生活基盤の整備を促進して定住環境の向上を図るとともに、高齢化の急速な進展に対応した施策を講じていくことが必要である。

○北部沿岸地域

ア 現状

人口の動向は一時横這いとなったものの、依然漸減の傾向を示しており、高齢化率は30.2%（平成22年）と県平均よりも高い水準を示している。

玄界灘から捕れる新鮮なイカ等を目当てに観光客数は安定状態にある。

イ 課題

生活環境、医療などの施設や産業基盤の整備を促進し定住環境の向上を図る必要がある。また、まとまった畑作地帯、豊かな海という地域の特性を活かした農業、水産業の振興や自然、歴史資源を活用した観光の振興を図るとともに、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

○県央地域

ア 現状

人口の動向は横這いとなったものの、再び減少に転じている。高齢化率は28.9%（平成22年）と県平均よりも高い水準を示している。企業誘致件数は他の地域を大きく上回り、就業構造も第2次産業及び第3次産業で約8割強（平成22年）を占めている。

一方、果樹農業などにも積極的に取り組んでいるが、所得水準は県平均の7割強（平成23年、一部過疎地域除く）にとどまっている。

また、温泉施設や歴史資源を有しているが、観光客数は減少している。

イ 課題

今後、高速交通ネットワークの整備による優れた交通条件を活かして、地域産業の一層の振興に努め、雇用の創出や住環境の整備による若者の定住を促進するとともに地域の資源を活用し観光の振興を図り、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

○杵島地域

ア 現 状

人口は昭和50年から昭和60年まで微増し、その後微減傾向にあり、高齢化率は28.5%（平成22年）と県平均よりも高い水準にある。就業構造は第2次産業及び第3次産業で約7割強（平成22年）を占めているが、所得水準は県平均の9割弱（平成23年、一部過疎地域除く）にとどまっている。

交通条件に恵まれており、市街地開発が行われ、大型店舗の立地等も見られる

イ 課 題

九州横断自動車道、国道34号、JR長崎本線及びJR佐世保線の基幹交通網を活かした優良企業の誘致・育成に努め就業の場の創出、下水道等污水处理施設などの住環境を整備し、定住の促進を図るとともに、高齢化に対応した施策を講じていく必要がある。

○南部沿岸地域

ア 現 状

人口の動向は横這いとなったものの、再び減少に転じている。高齢化率は31.2%（平成22年）と県平均よりも高い水準を示している。就業構造は第1次産業人口の構成割合が32.9%（平成22年）と県平均を大きく上回っており、果樹栽培、施設園芸、畜産等に積極的に取り組んでいるが、所得水準は県平均の6割弱（平成23年）にとどまっている。

イ 課 題

今後、地域産業の一層の振興に努め、住環境の整備による若者の定住を促進するとともに地域の資源を活用し、観光の振興を図り、高齢化に対応した施策を講じていくことが必要である。

3 過疎地域自立促進の基本的な方向

(1) 基本的な方向

過疎地域においては、少子高齢化の進行と人口流出が依然として続いているほか、地域の産業経済が停滞し、生活基盤も都市部と大きな格差が残されているなど、現在もなお厳しい状況が続いている。一方、地域間の交流の拡大、情報通信技術の進展、住民の価値観の多様化等、時代の潮流が大きく変化している中で、過疎地域は美しく風格ある国づくりへの寄与、癒しの空間としての役割とともに、地域住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現することが求められている。

このことから、今後とも、各地域の特性に応じて、各地域の自主性、主体性、創意工夫により、積極的に各種施策を実施することが極めて重要であり、今後、重点的に取り組むべき分野としては、産業振興の強化と雇用の創出、情報通信基盤の整備と活

用、都市と農山漁村等の地域間交流の促進、少子高齢化対策、CSO等をはじめとした住民参加・協働による地域経営などがあげられる。

各種施策の実施に当たっては、厳しい財政状況の中にあっても、限られた財源の効率的な配分に留意し、施策の重点化を図るとともに、ソフト面の施策については、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持・活性化、若者やUJIターン者の定住促進、地域の実情に応じた企業誘致、起業への支援、地域資源を活用した地場産業の育成などによる就業の場の確保、利用率が低調な既存公共施設の効率的、効果的な運営が求められる。また、地域住民のより良い生活環境の確保のために、定住自立圏構想等による市町間の連携、住民との協働、各種施策の有機的な連携など、各地域の創意工夫により積極的に取り組む必要がある。

(2) 各地域ごとの基本的な方向

総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため、各地域の基本的な方向を地域別に定める。

① 北部山間地域

ア 都市圏域に近いという地の利を活かす

脊振山地に挟まれ、福岡都市圏域及び佐賀市市街地に近接しており、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、地域間交流の促進、観光レクリエーション施設の整備を図る。

また、福岡都市圏域等からの若年者の定住を図るために、道路など生活環境基盤を整備し、地域間の交流を促進するとともに、地域の活性化を推進する。

イ 豊かな自然を活かす

夏季冷涼な気象条件と緑豊かな自然条件を活かして、福岡都市圏域等の住民に「いやし」を提供するために、自然の活用と保全、地場産業（農業、林業）と観光との融合を図るとともに、地域の住民が快適な生活を満喫できるように生活環境の整備や教育等の充実を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

② 北部沿岸地域

ア 海を活かす

玄海の美しい景観と新鮮な海の幸、大陸との交流と歴史のロマンなどを活かして、今後も観光入り込み客が安定的に見込めることから、観光リゾート基地の形成に努め、広域観光ルートの整備を図る。

また、地場産業である農業及び漁業と観光との連携強化を図るためにも、地域の基幹産業である農業生産の安定と水産業の積極的な振興、加えて地域資源の活用に

よる産業の振興及び起業を図り、地域の自立を促進する。

さらに、交通体系、生活環境及び医療体制の整備による定住を促進する。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

③ 県央地域

ア 佐賀市と唐津市の間に位置する地の利を活かす

県都佐賀市から県内第2の都市唐津市を結ぶ交通の要路にある。野菜・果樹等農産物に恵まれ、また、多数の誘致企業及び店舗が立地しており、しかも本県のほぼ中央部に位置し、通勤等の便利がよいことから定住環境等の整備を図るとともに、北部山間地域や北部沿岸地域とを有機的に結びつけた観光地としての振興を目指す。

イ 九州横断自動車道 I C 及び西九州自動車道 I C を活かす

九州横断自動車道 I C 及び西九州自動車道 I C を活用した流通基地の整備と地域の農産物等の生産・加工・販売・宣伝を一体化した農林業の複合的経営手法の積極的導入及び商工業の振興を図る。

ウ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

④ 杵島地域

ア 西九州地域の交通の要衝という地の利を活かす

九州横断自動車道及び西九州地域への鉄道・道路の結節点である立地性を活かし、地域間の連携強化や交流促進のための道路整備を実施するとともに、情報通信網を活用し、旧産炭地を中心とする地域への企業の積極的誘致を図るとともに、観光施設の整備や広域観光情報の提供機能の整備を図る。

住民にとって住み良い生活環境の整備や、本県の貴重な資源である有明海の水質を守るためにも、下水道等污水处理施設の整備を促進する。

イ 高齢者を活かす

増加している高齢者がいつまでも元気に地域で生活できるように、保健、医療、福祉の総合的なサービスを受けることができるようにするとともに、高齢者が地域に活力を生み出す一員として活動できるように、生きがい対策を実施する。

⑤ 南部沿岸地域

ア 豊かな食材を活かす

自然豊かな山と海に恵まれ、年間を通じて季節の山海の食材を提供できることか

ら、食材豊かな地域として情報発信を行い、交流人口の拡大を図る。

イ 豊かな自然を活かす

農林水産一次産品に地域内で付加価値を加え、観光との融合により地域の雇用を確保し、地域の活性化を図る。

4 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎対策としての各種施策は、行政サービスの効率化の観点からも地域社会の実態にふさわしい広域的な実施が必要となる場面がますます多くなっている。地域主権改革の受け皿整備としての、広域共同的な事業の実施に取り組むことが必要である。

このため、過疎地域の自立促進のための諸施策を推進するに当たっては、県総合計画や離島振興計画等諸計画における過疎地域の位置付け及び機能分担を考慮し、総合的な調整を図りつつ、広域的な視点に立って、施策の実施に努めていくこととする。

II 産業の振興（含む雇用の創出）

1 産業振興の方針

産業の振興は、就業の場（雇用）の創出等を通じて、人口（特に若者）の流出防止などにつながることから、過疎地域の自立を図っていくうえで、極めて重要な課題である。

これまで、工業団地等の産業基盤の整備、企業誘致、中小企業に対する支援等により、過疎地域を含め産業振興を図ってきたが、所得水準等の面においては、非過疎地域と比べ依然として格差がある状況と考えられる。

今後も、引き続きそれぞれの地域特性や地域資源等を活かし、環境面にも配慮しつつ、社会資本整備と連携を図りながら、以下の施策を推進することにより、雇用創出等による定住促進を図る。

- ① 農林水産業の振興
- ② 地場産業の振興
- ③ 産業基盤整備の促進
- ④ 企業誘致の促進
- ⑤ 起業の促進
- ⑥ 地域商業の活性化
- ⑦ 魅力ある観光地づくり
- ⑧ 人材育成

2 農林水産業の振興

(1) 農 業

本県農業の持続的な発展を図るため、すばらしい佐賀の農産物を「つくる」技術や創意工夫を大事にしながら、マーケットインによる競争力のある農産物づくりや、次世代の担い手の確保などを推進する。

また、生産基盤の整備や農業用水利施設の適切な維持・管理をはじめ、ワイヤーメッシュ柵等の導入による有害鳥獣対策や、日本型直接支払制度等を活用し、国土の保全や水資源涵養などの多面的機能を踏まえた地域振興対策を図る。

過疎地域においては、それらに加えて、自然条件などの地域資源を活かし、果樹、野菜、花き、畜産等の高収益農業や地域農産物を活かした6次産業化の展開、さらには農産物直売所や観光農園等を活用したグリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大など多彩な取り組みを推進する。

なお、地域別の振興方向と対策は次のとおりとする。

① 北部山間地域

ア 多様な担い手の育成

農業の持続的な発展を図るため、野菜・花きを中心とする複合経営農家の育成や集落営農組織の経営発展・法人化の推進など、地域の実情に応じた多様な担い手の育成を推進する。

イ 売れる米づくり

稲作については、地域の特性を活かした、特色ある米の生産や消費者との交流を通じて、消費者に魅力ある「売れる米づくり」を推進する。

併せて、直播栽培技術の導入等により、一層の低コストな米づくりを推進する。

ウ 新規作物の推進

地域の気候等自然条件に適した新規作物の栽培を行うなど、農地の荒廃化の抑制や農家の年間を通じた収入の確保を図る。

エ 自然条件や地域資源を活かした農産物の直売・加工

佐賀市中心部や福岡市の近郊という立地条件を活かした農産物直売所や観光農園など、消費者と結びついた販売や交流活動を推進する。また、消費者の多様なニーズに対応するため、直売用の少量多品目生産や加工農産物の商品開発を推進するとともに、直売所等の運営においては地域の元気な高齢者や女性の参画を積極的に促す。

オ 冷涼な気候と都市圏に近接した立地条件を活かす畜産の展開

平坦部に比べ、2～3℃程度冷涼な立地条件を活かした酪農やブロイラー生産、さらには鶏卵生産や観光牧場など、福岡市など都市圏に近接した立地の有利性を活かした畜産を促進する。

カ 生産基盤、生活基盤の整備

農業生産・流通の効率化や農村生活の利便性の向上等を図るため、農業農村整備事業等による生産基盤や生活環境の整備を推進する。

また、農業水利施設等の老朽化が進行していることから、施設の補修・更新を推進する。

② 北部沿岸地域

ア 畑作営農の省力・低コスト化

露地野菜や葉たばこについては、農地利用調整等により、作付けの規模拡大を図るとともに、共同育苗や機械化等による省力・低コスト化を推進する。また、いちごについては、経営規模の拡大を図るため、出荷調整作業の外部委託等による省力化を推進する。

イ 多様な担い手の育成

農業の持続的な発展を図るため、園芸・畜産を中心とする複合経営農家の育成や、集落営農組織の経営発展・法人化の推進など、地域の実情の応じた多様な担い手の育成を推進する。また、雇用労働力を積極的に活用する経営体の育成を推進する。

ウ 売れる米づくり

稲作については、市場から高い評価を得ている「上場コシヒカリ」の付加価値をさらに高めるため、栽培履歴記帳等の取り組みを基本としつつ、消費者から信頼される「売れる米づくり」を推進する。

エ 収益性の高い畜産経営の展開と家畜排せつ物の有効利用

より収益性の高い酪農、肉用牛（繁殖・肥育）、養豚・養鶏経営の確立を図るとともに、家畜排せつ物の適切な管理と良質堆肥化、また、耕種部門との連携による有効活用を推進する。

オ 生産基盤の整備

農業生産・流通の効率化や農村生活の利便性の向上等を図るため、農業農村整備事業等による生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設等の老朽化が進行していることから、施設の補修・更新を推進する。

③ 県央地域

ア ブランドみかんづくりをはじめとした果樹生産の推進

マルチ栽培による高品質なものづくりと光センサー選果機の利用による糖度等の識別を実施し、高品質なブランドみかんづくりを推進する。

また、落葉果樹等と組み合わせた営農を推進し、経営の安定化を図る。

イ 多様な担い手の育成

米・麦・大豆など土地利用型農業については、持続的な発展を図るため、個別大規模農家の育成や集落営農組織の経営発展・法人化を推進するとともに、果樹、園芸、畜産との複合経営を行うなど、地域の実情の応じた多様な担い手の育成を推進する。

ウ 売れる米づくり

稲作については、カントリーエレベーターを活用し、均質な米を供給できる特徴を活

かしながら、味を重視した「極低タンパク米」や地域条件を活かした「棚田米」など、消費者に魅力のある「売れる米づくり」を推進する。

エ 地域資源を活かした農産物の直売・加工

地域資源を活かした農産物や農産加工品を直接販売する直売所を整備・充実させ、消費者と結びついた販売や都市住民との交流を推進する。また、消費者の多様なニーズに対応するため、直売用の少量多品目生産や加工農産物の商品開発を推進するとともに、直売所等の運営においては地域の元気な高齢者や女性の参画を図る。

オ 収益性の高い畜産経営の展開と家畜排せつ物の有効利用

より収益性の高い酪農、肉用牛（繁殖・肥育）、養豚・養鶏経営の確立を図るとともに、家畜排せつ物の適切な管理と良質堆肥化、また、耕種部門との連携による有効活用を推進する。

カ 生産基盤、生活基盤の整備

農業生産・流通の効率化や農村生活の利便性の向上等を図るため、農業農村整備事業等による生産基盤や生活環境の整備を推進する。

また、農業水利施設等の老朽化が進行していることから、施設の補修・更新を推進する。

④ 杵島地域

ア たまねぎ生産の拡大

たまねぎについては、有機物の投入や排水対策の強化、機械化一貫体系の確立による省力化、さらには雇用労働力の確保や作業受委託組織の育成による作付拡大を推進する。

イ 施設野菜生産の規模拡大

いちご等の施設野菜については、ハウス自動管理装置の導入等による省力化、雇用労働力の資質向上や外部委託等による調整・集荷作業の軽減等を図り、規模拡大と産地の維持・強化を推進する。

ウ 多様な担い手の育成

米・麦・大豆など土地利用型農業については、持続的な発展を図るため、個別大規模農家の育成や、集落営農組織の経営発展や法人化の推進など、地域の実情の応じた多様な担い手の育成を推進する。

エ 売れる米づくり

稲作については、早期米として高い評価を得ている「七タコシヒカリ」、コメの食味ランキングで特A評価を受けた「さがびより」や有機栽培米・有色米など、消費者に魅力のある「売れる米づくり」を推進する。

オ 肉用牛生産の規模拡大と繁殖基盤の強化、家畜排せつ物の有効利用

肉用牛繁殖基盤の強化を図り、地域内での繁殖肥育一貫体制への取り組みなど、生産拡大を推進する。

家畜排せつ物の適切な管理と良質堆肥化、また、耕種部門との連携による有効活用を推進する。

カ 生産基盤の整備

農業生産・流通の効率化や農村生活の利便性の向上等を図るため、農業農村整備事業等による生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設等の老朽化が進行していることから、施設の補修・更新を推進する。

⑤ 南部沿岸地域

ア 経営環境の改善

農地流動化の促進による経営規模の拡大、用排水対策と土地改良施設の適正な維持管理など、経営環境の改善を図り、意欲のある担い手を育成し、効率的な農業経営の確立を図る。

イ やりがいのある産直農業

高齢者や女性の活動を支援し、生きがいとやりがいのある農業を目指し、消費者との交流を図り、産直の魅力を広げていく。

ウ 後継者の確保

意欲ある担い手農家への支援や後継者の確保、他産業からの新規就農を促し、農業の振興と維持を図り、耕作放棄地を防止する手立てとする。

エ 畜産業の振興

本地域の農業粗生産額の半分以上を占める畜産業においては、外国産の輸入品等に対抗できる品質と安心安全にこだわったものを生産できるよう支援を行う。

また、家畜の排泄物適正処理の推進や有機農業を目指した循環型の農業を推進する。

(2) 林業

森林の持つ水源の涵（かん）養など公益的機能を高め、収益性の高い森林づくりを促進するため、人工林の間伐・枝打ち等の適正な実施と併せて、複層林の造成、広葉樹の育成などにより、健全で多様な森林の整備を進める。

森林の管理・経営を安定的に持続できるよう、森林組合などの林業事業者や意欲ある林家への経営・施業の集約化を進めるとともに、地域リーダー、林業研究グループ等の後継者の育成・確保を図る。

林業の振興を図るため、素材生産から製材・加工・流通の連携を強化し、乾燥木材など品質の安定した県産木材の供給と体制の整備、大型木材加工場への県産木材出荷体制の整備、建築物の木造化の推進等により県産木材の利用拡大を促進する。

また、竹林の荒廃の進行により、隣接する人工林への竹の侵入が問題となっていることから、竹林及び竹の有効活用を推進する。

なお、地域別の振興方向と対策は次のとおりとする。

① 北部山間地域及び県央地域

両地域は、約2万9千haの民有林を有し、人工林率が約8割と非常に高い。他の地域に比べて林道等の生産基盤も整っており、優良林業地として形成を図る必要がある。

このことから、人工林の適切な間伐の実施と間伐材の利用推進をはじめとした、林齢や施業目的に照らした適正な森林の整備と環境にやさしい木材の利用拡大に努める。

また、地域の森林整備の担い手として中心的な役割を果たしている森林組合等の林業事業体の機械化の推進、労働環境の改善などにより体質の強化を図る。

さらに、地域の加工施設の活用などにより地域材の高付加価値化を図る。

② 北部沿岸地域

当地域は、約3千haの民有林を有し、人工林率は約2割と非常に低く、雑木林のほか、土地利用の主体である農地（畑）や居住地を保全するヒノキ等の防風林が多い。

一方、シイ、タブ、カシ等の照葉樹、マツ林が比較的多く残存しており、周辺環境を生かした保健休養の場など森林の機能保全を重視した整備を進めるとともに、少ない人工林については、適切な森林整備を推進する。

③ 杵島地域

当地域の森林は、比較的緩やかな丘陵山地に分布しており、民有林は約3千haで人工林率は4割と低く、山麓に密集する集落に近接し、山地災害保全機能や貴重な水源林としての役割が高い。

近年では森林レクリエーションの場としての提供など新たな活用が進展している。

一方、スギ・ヒノキの人工林については適切な間伐等の森林整備と間伐材の利用を推進する。

④ 南部沿岸地域

当地域の民有林は約4千haであるが、人工林率は約7割と高い。当地域では、森林組合が中心となり、無節材や大径材などの優良材の産地を目指し、「多良岳材」のブランド化に早くから取り組まれており、そのブランド化の確立に向けた取り組みを推進する。

そのためには、定時・定量的に優良材を供給できる体制の整備が必要であり、また、鹿島、嬉野地区と一体となった取り組みのさらなる強化が必要である。

また、低コスト生産を図るため、施業の集約化や機械化を推進するとともに、低コスト路網の整備を進める。

(3) 水産業

漁業生産の増大と漁家経営の安定化を図るため、次のような施策を実施する。

○北部沿岸地域（玄海地区）

ア 栽培漁業の推進

漁船漁業の振興を図るため、藻場造成等の沿岸漁場の総合的整備・開発を推進するとともに、（公社）佐賀県玄海栽培漁業協会と連携して種苗の放流等を中心とした栽培漁業を推進する。

イ 資源管理型漁業の推進

国や県が策定する資源回復計画、漁業者自らが資源の合理的・持続的利用を図るため水産資源の適正管理を行う資源管理型漁業を推進し、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る。

ウ 養殖業の振興

養殖業については、漁場の適正利用と技術開発等による品質向上に努める。

さらに、海域特性に応じた魚介類養殖業と漁船漁業などとの複合経営を推進する。

エ 水産流通加工体制の整備

漁協の共同出荷体制の整備を図り、本地域で水揚げされる中高級魚介類を前面に出した玄海産のブランドイメージの形成及びブランド魚介類の開発に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに対応した特色ある水産加工等の体制整備を促進する。

オ 漁港施設の整備

つくり育て管理する漁業の推進のため漁港機能の維持・強化を図るとともに、快適で潤いある漁港漁村の形成や、就労環境の改善に配慮した漁港施設の整備を促進する。

○杵島・南部沿岸地域（有明海地区）

ア 栽培漁業の推進

漁船漁業の振興を図るため、漁場環境を改善するための海底耕耘やタイラギ等二枚貝を食べるナルトビエイの駆除等の沿岸漁場の総合的整備・開発を推進するとともに、佐賀県有明海漁業協同組合と連携して種苗の放流等を中心とした栽培漁業を推進する。

イ 資源管理型漁業の推進

国や県が策定する資源回復計画、漁業者自らが資源の合理的・持続的利用を図るため水産資源の適正管理を行う資源管理型漁業を推進し、資源の増大及び漁業生産の安定向上を図る。

ウ 養殖業の振興

養殖業については、漁場の適正利用と技術開発等による品質向上に努めるとともに、合理化や競争力の強化のための施設整備など、さらなる安定生産に向けた取り組みを強化する。

エ 水産流通加工体制の整備

本地域で水揚げされる中高級魚介類を前面に出した有明産のブランドイメージの形成に取り組むとともに、多様化する消費者ニーズに対応した流通等の体制整備を促進する。

オ 漁港施設の整備

つくり育て管理する漁業の推進のため漁港機能の維持・強化を図るとともに、快適で潤いある漁港漁村の形成や、就労環境の改善に配慮した漁港施設の整備を促進する。

3 地場産業の振興

過疎地域における地場産業の振興は、雇用機会の創出、所得水準の向上等、地域経済の活性化に果たす役割が大きい。

このため、地場産業が、多様化・高度化する生活者ニーズに的確に対応できるよう商品開発力や商品価値の訴求力、技術力の強化、人材の育成、販路拡大、情報通信技術等を活用した販売促進や情報発信等、経営資源の充実・強化を支援するとともに、地域の特色を活かした地場産業を次のような方向に沿って育成していく。

① 北部山間地域

気象条件などの地域特性を活かした高冷地野菜等を加工した漬物、菓子などの特色ある農林産加工品や、民芸品づくりを推進する。

② 北部沿岸地域

玄界灘の魚介類を加工した冷凍食品・粕漬、柑橘類を加工した菓子、農畜産物の加工による特産品づくりを推進する。

③ 県央地域

柑橘類や伝統野菜をはじめとする農林産物の加工を中心とした特産品づくりを推進する。

④ 杵島地域

海産物、漬物等の水産加工食品並びに味噌や漬物、菓子等の農産加工品づくりを推進する。

⑤ 南部沿岸地域

農林水産一次産品に付加価値を加えた加工品、特産品づくりを推進する。

4 企業の誘致対策

過疎地域における企業誘致は、就業の場を創出し、人口流出の抑止になり、特に若者の地域への定住を促すことから、極めて重要な課題として取り組んでおり、平成26年度末において88件（県計628件）の企業立地があり、県全体の約14%を占めている。（平成22年度～平成26年度の間には4件の進出）地域的には、工業用地、交通条件等の企

業立地条件が比較的によい県央、杵島地域（旧産炭地中心）において企業誘致等積極的な工業導入が図られている。

企業が求める交通や情報通信網等の立地ニーズや社会経済の動向等を総合的に勘案し、今後とも過疎地域の自立促進のため、工場用地、工業用水道の確保をはじめとする産業基盤についても、環境の保全に十分留意しながら長期的展望のもとに整備を図り、企業の誘致を促進していく。

なお、地域別の振興の方向は、次のとおりである。

① 北部山間地域及び北部沿岸地域

高速交通ネットワークの整備により立地条件が改善されつつあるため、企業立地の受け皿となる適地の発掘、調査を行い、過疎地域の自立促進に寄与する企業の誘致に努める。

② 県央地域及び杵島地域

高速交通網の整備により、立地条件が改善されているため、本県東部地区及び唐津地区の大規模工業団地及び武雄地区の新産業集積エリアとの関連を考慮し、地域経済に波及効果の高い中核的優良企業の誘致に努める。

③ 南部沿岸地域

広域農道の整備等により、立地条件が改善されたため、過疎地域の自立促進に寄与する企業の誘致に努める。

5 起業の促進

過疎地域の自立促進のためには、多様な人材の育成に積極的に取り組むとともに、地域に蓄積された産業資源や特性を有効に活用することにより過疎地域における起業（創業・新分野進出）の促進を図り、地域経済の活力を取り戻していくことが重要である。

そのため、（公財）佐賀県地域産業支援センターを中核的支援機関とし、起業（創業・新分野進出）に関する助言、各種支援制度等に関する情報提供や財務、技術など起業に関する様々な相談に応じるとともに、専門家の派遣を行うほか、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会など関係機関と連携し、起業（創業・新分野進出）者等に対する研究開発から商品化・事業化及び販路開拓まで一貫した支援を積極的に行っていく。また、民間の起業支援施設等とも協力して、県全体で起業家や新興企業等を支援していく。

一方、地域の魚介類や農畜産物等を活用した菓子、漬物、乳製品等の商品化や、付加価値を高めるためのブランド化、さらには2次・3次産業の経営力や加工技術、販路なども活用した6次産業化などの支援を行い、過疎地域における起業や新事業展開などの促進を図る。

6 商業の振興

過疎地域の商業を取り巻く環境は、都市部郊外や幹線道路沿いに立地する大型店等との競合、人口減少による商圈の縮小等、厳しさを増しており、引き続き商店街の賑わい再生に向けたソフト事業や空き店舗の活用に取り組む商店街やまちづくり団体及びEC（インターネット通販）を含む新規出店やICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性等への支援を行い、地域商業全般の活性化を図る。

また、過疎地域における個別商店、商店街に対する相談、指導体制の充実を図るとともに、経営の高度化・商店街の活性化に対する支援を積極的に行っていく。

7 観光及びレクリエーション

山岳・海岸等の優れた自然資源や史跡・寺社等豊かな歴史文化資源など、佐賀らしい「本物」の観光資源に恵まれているという特性を活かした観光地づくりを行うため、自然・歴史・文化等を有機的に関連させるとともに、農林水産業・地場産業との連携、自然環境や景観等にも配慮した観光地域づくりのための各種施策を促進し、広域的観光ルートづくりを推進する。

併せて、観光客の誘致拡大、受入体制の整備及び観光・物産等の情報発信を推進していく。

① 北部山間地域

ア 森林の総合利用

この地域には脊振・北山、川上・金立、天山の三つの県立自然公園区域があり、保健・保養、レクリエーションの場の提供など森林の総合利用を推進する。

イ 宿泊型観光地としての充実

嘉瀬川ダムのダム湖周辺、北山国民休養地を中心とする北山湖周辺、古湯・熊の川温泉などの恵まれた自然環境や福岡都市圏との近接性といった地域特性を生かして、スポーツ合宿等を含めた宿泊滞在型観光地域としての充実を図る。

② 北部沿岸地域

ア 景観基地の形成

この地域には、玄海国定公園があり、風光明媚な海岸線や波戸岬、浜の浦の棚田、いろは島など自然景観に恵まれ、名護屋城跡などの歴史的資源を活用した景観基地の形成、国定公園利用増進を図る。

イ アクセス道路等の整備及びイメージアップの推進

筑肥線の電化や地下鉄の相互乗り入れ、西九州自動車道の整備進捗などによる福岡都市圏との結びつきの強化等により、近年観光客の増加が顕著になっている。

今後は、観光拠点へのアクセス道路の整備を図るなど観光客の受け皿づくりの整備を推進する。また、観光地としてのイメージアップのための施策を一層推進する。

ウ 体験学習の推進

唐津観光協会A T A事業部が取り組んでいる修学旅行生向けの自然体験学習、農山漁村体験の人気は高く、ヨット体験と農村民泊を組み合わせるなど、旅行者のニーズに応じた受入体制の整備を推進する。

③ 県央地域

この地域は、天山を中心とした地域で、天山、鬼の鼻山、西溪公園、見帰りの滝、蕨野の棚田などの自然資源のほか、佐里温泉などのリラクゼーション施設や多久聖廟、鶴殿石仏といった優れた歴史的観光資源を有している。

そのため、今後は、吉野ヶ里遺跡・北山湖・古湯などのエリアを含めた広域観光ルートによる福岡都市圏からの日帰り参加型の観光スタイルを創出するとともに有明佐賀空港と県北部の玄海地区を結ぶ幹線の観光ルート創出を推進していくため既存の観光資源の活用を図るとともに、案内標識、駐車場などを整備する必要がある。

④ 杵島地域

杵島地域は有明海にも近く、六角川沿いの豊かな田園風景や杵島山等の観光資源がある。今後は、旧長崎街道としての歴史的なイベントの実施や、修学旅行を中心に豊かな田園を活用した農家民泊などの農業体験学習等未利用の観光資源の活用を促進する必要がある。

⑤ 南部沿岸地域

南部沿岸地域は有明海に面しており、たら竹崎温泉を有し、竹崎カニ、カキ焼海道などの観光資源が豊富にある。加えて、農畜製品の食材にも恵まれていることから、あらゆる業種の参画により地域の魅力を発掘しブランド化するとともに、地域の特色活かした体験学習（漁業体験、干潟体験、農業体験）等を促進する必要がある。

8 港 湾

① 北部沿岸地域

呼子港は、リアス式の海岸線や加部島を中心とする島々に構成される玄海地域観光の拠点であるとともに玄界灘を航行する船舶の避難港、離島航路の基地として古くから重要な役割を果たしている。しかし、本港が存する旧呼子町は、狭隘な地形のため港湾活動及び周辺住民の日常生活にも不便を来していることから、離島航路や遊覧船の集約化に向けて、地元関係者と調整を進めていく。

仮屋港は、かつて石炭の積出港として栄えたが、炭鉱の閉山後は沿岸漁業や真珠養殖の基地港としての役割を果たしており、今後、港湾施設の利活用の増大を図る。

星賀港は、天然の良港であり、貨物船の母港となっており、また、向島への離島航路や漁船及びプレジャーボートの基地となっている。そのため、今後も良好な港湾機能の維持を図る。

② 杵島地域

住ノ江港は、一級河川六角川の下流に位置する河口港であり、かつては石炭積み出し港として栄えたが、現在は有明海における浅海域養殖業の水産基地として重要な役割を果たしている。しかし、有明海特有の浮泥堆積が船舶の利用に支障をきたすため、定期的な浚渫を行っている。今後も航路や物揚場など港湾施設周辺の浚渫を行い、良好な港湾機能の維持を図る。

③ 南部沿岸地域

大浦港は、かつては石材積み出し港として利用されてきたが、現在は海洋工事に使用する潜水士船や起重機船等の作業船の基地港としての役割を果たしており、今後も泊地・航路の浚渫等による良好な機能を維持するとともに、港湾施設の利活用の増大を図る。

III 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信体系の整備の方針

(1) 道路整備

本県では、3つの施策を基本に、道路整備を進めている。

1. 幹線道路ネットワークの整備
2. 暮らしに身近な道路の整備
3. 道路防災の推進

過疎地域における、交通通信体系の整備は重要な課題であり、上記基本方針を踏まえながら、広域的交流と均衡ある地域の発展に寄与する道路の整備を計画的に推進することとし、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備を促進する。

幹線道路ネットワークに連絡する県道及び日常生活基盤としての市町村道についても、地域の特性を踏まえつつ一元的、総合的交通体系のもと選択と集中により整備に取り組む。

なお、基幹的市町村道については、市町村事業の整備を推進する。

さらに、道路橋などの道路施設について計画的な点検及び補修・更新等に取り組み、適切な維持管理に努める。

(2) 農道、林道、漁港関連道

高速道路や主要地方道等へのアクセスや地域間の連絡などに配慮しつつ、計画的な整備を推進する。

(3) 公共交通機関

ア 鉄道

鉄道は、公共交通機関として最も重要な役割を担っており、地域の活性化に大きな影響を与えることから、その利便性向上のためスピードアップや増便等について、鉄道事業者に対し積極的な働きかけを行っていく。

イ バス路線、離島航路

バス路線及び離島航路については、地域住民の日常生活における移動手段を確保するため、その維持及び利便性の向上等に努める。

2 県道及び市町村道の整備

県道及び市町村道の整備については、道路整備における3つの施策を踏まえながら、地域産業の開発基盤となる道路、通勤通学のための道路、生活に密接した道路などそのニーズに対応し安全性、快適性に留意した整備を図る。

3 農道、林道及び漁港関連道の整備

農道は、生産・流通の効率化や、農村生活の利便性の向上等による過疎地域の自立促進や定住環境の改善を図るうえで欠かせないため、整備を促進する。

林道は、森林の適切な管理や効率的な林業経営を行うために必要不可欠であるのみならず、森林の総合利用や山村地域の生活道としての機能も有しているため、森林管理道等の林道の整備を促進する。

漁港関連道については、水産物輸送の合理化及び漁港機能の充実と漁村環境の改善促進との関連において整備を促進する。

4 交通確保対策

過疎地域で生活する住民の通勤・通学等、日常生活の利便性を確保するため、地方バス路線維持対策及び離島航路対策事業等の推進を図るとともに、地域の実情に応じた生活交通の確保を図る。

5 通信施設の整備

超高速ブロードバンドの県内整備が概ね整っているところではあるが、過疎地域等における未整備地区の解消のために、民間通信事業者(ケーブルテレビ事業者を含む。)に、引き続き整備の促進を働き掛けていく。

また、移動体通信(携帯電話)の不感地区の解消に向けて、引き続き国や移動体通信事業者への整備の促進を働き掛けるとともに、整備を推進する市町に対する支援を実施していく。

このような取組を通じて、県内の情報格差の是正に努めていく。

6 情報通信技術（ICT）の利活用の推進

ICTは、行政・医療・教育・産業等のあらゆる分野において効率性の向上や高付加価値化を実現することにより、地域の活性化を支える重要な手段となり得るものであり、過疎地域における様々な課題の解決のために、より一層のICTの利活用を促進する。

（1）情報リテラシー等の向上

住民が情報化の恩恵を最大限に享受できるよう、インターネット講習会の開催等により、高齢者をはじめとするICT初心者の情報リテラシーの向上に取り組むとともに、子ども（及びその保護者）や高齢者のネットトラブルの未然防止などを含む情報モラルの向上に取り組むことにより、安全・安心なICT利活用の環境整備を推進する。

（2）ICT人材・団体の育成

住民の情報リテラシーの底上げを図るため、地域において教え学びあう環境整備のためのICT人材・団体等の育成に取り組む。

（3）ICTによる地域活性化

特産品の販売、観光情報の提供による交流人口の増加、地域情報の発信による地域内交流の活発化、デマンドタクシーなどの身近な移動手段の確保など、ICTは県民のくらしの向上や産業振興に役立つものであることから、ICT利活用の促進を通じて、地域の活性化に寄与する。

（4）公共的サービスの情報化

遠隔医療や安否確認、生活情報の伝達サービス等、県民の医療、福祉、介護分野などの公共的サービスに役立つICT利活用を促進し、地域のくらしの安全・安心の向上に取り組む。

（5）テレワーク等の推進

勤務場所にとらわれない就業や起業を可能とするため、電子メール等を最大限活用した在宅勤務、テレワーク等の推進に努めるとともに、ICTを最大限活用した企業の立地促進に取り組む。

（6）行政の情報化

住民サービスの向上を図るため、ポータルサイトによる県政情報の提供や電子申請、ホームページによる市・町政情報の提供、並びに平成28年1月から運用するマイナンバーの活用等による行政の情報化を推進することにより、県民の便利なくらしを実現していく。

また、県が保有するデータの利活用やオープン化などに取り組むことにより、県民や県内事業者の新たな起業創出等に寄与する。

7 地域間交流の促進

地域を訪れたり、何らかの形で地域とつながりを有する交流人口・機会の増加は、定住による人口増加、地域の雇用の創出、特産品の発見、販路拡大などの経済効果をもたらすほか、人的ネットワークの形成により、地域の活性化に寄与するとともに、他地域との交流による地域の貴重な自然や文化の良さに触れ、自らの地域に自信や誇りを持つなど地域間交流を通じて得られる効果は大きい。

都市部の住民を対象に農業等の体験教室の実施などのイベントの開催や過疎地域内の廃校や廃屋などを、地域間交流施設（体験交流のための宿泊・研修施設）として再活用した都市・農村漁村交流、国際交流をはじめとする姉妹都市交流など、地域が地域の個性・独自性を活かして、他の地域と交流を行ない、相互のニーズを充足させ、新たな地域の自立促進を目指す。

また、ケーブルテレビやパソコン通信等を活用し、総合的生活関連情報や産業・文化情報を効果的に収集・提供することによる、新たな連帯・連携意識の醸成、情報による地域間交流の推進を図る。

IV 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

健康で快適な日常生活を創出するため、必要性を検討し、広域的な観点から水道、汚水処理、消防等の施設を地域の実情に応じて、適正に配置した整備を推進する。

2 水道、汚水処理施設等の整備

(1) 水道施設

水道が一部普及していない中山間地域については、各地域の立地条件に応じた施設整備の促進を図る。

(2) 下水道等汚水処理施設

佐賀県生活排水処理施設整備構想に基づき、各地域の実情に応じ公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、浄化槽事業を組み合わせながら、計画的かつ効率的に汚水処理施設整備を促進する。

① 公共下水道

公共下水道の整備は、平成27年度現在、7市町で実施中（内、7市町で一部供用

開始)であり、生活環境改善と公共用水域の水質保全のため、引き続き下水道施設の整備を促進する。

②農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備は、平成27年度現在、1市で実施中であり、生活環境改善と農業用水の水質保全のため、引き続き農業集落排水施設の整備を促進する。

③漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の整備は、1市で実施に向けて地元調整中であり、生活環境改善と海域の水質保全のため、引き続き漁業集落排水施設の整備を促進する。

④浄化槽

浄化槽の整備は、平成27年度現在、9市町で実施中であり、生活環境改善と公共用水域の水質保全のため、引き続き浄化槽の整備を促進する。

(3) 廃棄物処理施設

① ごみ処理施設

県央地域(多久市)の焼却施設は、老朽化が進んでいるため小城市と共同で広域的な施設整備の検討を進める。

また、杵島地域及び南部沿岸地域を含む4市5町で設立し、広域的なごみ処理を行う施設は平成27年度に稼働する。

② し尿処理施設

杵島地域の施設(杵東地区衛生処理場組合)は、老朽化が進んでいるため、施設整備の検討を進める。

3 消防・救急・防災施設の整備

広域市町村圏等において、県内全域に常備消防体制が整備されており、各種の災害に的確に対応できるよう広域圏組合等の消防設備等整備計画とあわせて、今後とも消防ポンプ自動車、高規格救急自動車等の整備、救急・救助資機材等の整備促進を図る。

消防団については、地域防災力の充実強化を図るため団員の確保を図るとともに、地域の実情に応じて、消防ポンプ自動車等の車両や消防団拠点施設、消防団緊急伝達システム等の消防設備及び耐震性貯水槽の設置等消防水利の整備充実を促進する。

また、防災施設等の整備として、デジタル防災行政無線施設等の整備を促進する。

V 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

明るく活力のある豊かな長寿社会を築くため、利用者本位の必要な保健福祉サービスを提供できる体制整備を、「さがゴールドプラン21」に基づき積極的に推進する。

また、障害者が住み慣れた地域で笑顔で暮らせる共生社会を目指すことを基本理念とした、「第3次佐賀県障害者プラン」、少子化問題に対応するため、「佐賀県新エンゼルプラン」に基づき、障害者保健福祉の充実や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

さらに、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく安心して暮らすことができるよう、「佐賀県地域福祉支援計画」に基づき、「住民とともに支える地域福祉の充実」を推進するとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず誰もが安心して暮らすことができるよう、「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、バリアフリー化の推進とあわせ、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを推進する。

2 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 要支援・要介護高齢者対策

要支援・要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を促進し、可能な限り在宅で自立した生活が送れるよう、訪問介護などの在宅サービスの充実を図るとともに、在宅での生活が困難となった高齢者のための特別養護老人ホーム等の施設については、老人保健福祉圏域を単位に広域的に調整し、バランスのとれた整備を促進する。

(2) 介護予防・生活支援対策の推進

寝たきりなどの要介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化しないようにする「介護予防」や、自立した生活の確保を支援する「生活支援対策」を推進する。

(3) 生きがい対策の推進

多くの元気な高齢者自身が地域社会の中で、自らの経験と知識・技能を生かして積極的な役割を果たしていくような社会を築くため、高齢者の多様性・自主性を十分尊重しながら、ゆめさが大学・ねんりんピック等の高齢者の生きがいづくり事業を実施している（公財）佐賀県長寿社会振興財団の活用をはじめ、老人クラブや様々な自主グループ等に対する支援を行う。

また、関係機関、関係団体等の参加・協力のもと、シルバー人材センター事業の推進など就労の促進や、県民カレッジの充実など生涯学習の推進を図り、高齢者が元気に活躍する「生涯現役」の社会づくりを積極的に推進する。

(4) 保健センター設置推進

健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うなど、生涯を通じた健康づくりを支援することを目的とする保健センターは、地域のニーズに応じた整備が必要であり、加えて既存センターや類似施設の活用についても推進する。

3 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 児童福祉

① 子育てと仕事の両立支援の推進

保育所、幼稚園、認定こども園など保護者が希望する施設で多様なサービスを受けられる保育サービスの充実や、就学後の児童の健全な育成を図る放課後児童クラブの充実など子育て支援の充実を図る。

② 地域における子育て支援の推進

こどもを産み育てたいと願う全ての人が、安心して楽しく子育てができるように、地域住民やC S O、ボランティアが協働して誰もが自然に集い、様々な相談やサービスを総合的に受けることができる拠点整備を推進する。

③ 安心して生み育てる環境づくり支援の推進

安心して出産・育児ができる環境を整備するため、母子保健医療体制や病児、病後児保育の充実を図る。

④ こどもの健やかな成長と自立支援の推進

こどもを取り巻く有害環境対策の推進、児童虐待の早期発見など児童虐待対策の推進を図る。

⑤ 社会連帯による次世代育成支援の推進

育児の社会化による次世代育成支援に向けた気運醸成を図るとともに、子育てを地域全体で支え合う社会づくりを行う。

(2) 障害者福祉

① 地域生活支援の推進

障害者が地域で安心して生活を送ることができるように、ホームヘルプ等の生活支援サービスの充実や保険・医療サービスの充実、福祉・保健・医療従事者の人材養成・確保を促進するとともに、ユニバーサルデザインや防災・防犯対策の推進を図る。

② 社会参加の推進

障害者が地域において能力と個性を活かした社会参加ができるように、働く場の確保、スポーツ、文化芸術活動の振興を図るとともに、障害者のICTの活用を促進する。

③ 障害者理解の推進

地域の人が障害(者)について理解し思いやりと助け合いの心を育むために、障害(者)

理解のための福祉教育の充実など「心のユニバーサルデザイン」を展開するとともに、教育体制の充実を図る。また、障害を理由とする差別解消及び障害者の権利擁護を推進する。

④ ひとにやさしいまちづくりの推進

バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進や防災・防犯対策の推進を図る。

(3) 地域福祉

① 地域における福祉ネットワーク化の推進

民生委員・児童委員の相談支援能力及び各市町民生委員・児童委員協議会の機能を高め、関係機関・団体との相互のネットワーク化が図られるよう努める。

② 地域福祉の担い手づくり

社会福祉従事者及び民生委員・児童委員の研修体制の充実強化など、福祉人材の育成と資質の向上を図る。

③ 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり

福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度の普及啓発を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図るため第三者評制度の体制整備を図る。

④ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

一人ひとりの住民が住み慣れた地域で快適に暮らし、安心して社会参加できるよう、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備を促進し、福祉のまちづくりに努める。

⑤ 買物難民対策

移動販売車等を整備し、買い物難民対策・引きこもりの予防を図る。

VI 医療の確保

1 医療の確保の方針

地域における医療提供体制の充実・確保等を図るため、診療科や地域による医師の不足・偏在を解消するとともに、医療機関相互の機能分担と連携を図る。

このため、医師の確保、「かかりつけ医」の普及定着、病診連携の促進、地域の中核的な医療機関の整備充実など、住民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する医療供給体制の整備を促進する。

離島等のへき地については、巡回診療の確保や診療所の医師の確保、診療所の施設設備を充実させるなどにより、他の地域との保健医療水準の格差をできる限り縮小させるとともに、ICTの活用により離島等に派遣された若手医師の診療のサポートや、最新の医療情報の提供ができるようにして、地区住民にとって安心感の持てる医療を確保す

る。

VII 教育の振興

1 教育振興の方針

本県教育は、県民一人ひとりが、健全な社会の構成員として、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど、「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」の調和がとれた生きる力を育み、郷土や国家を担う責任を自覚し、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できるような、心身ともにたくましい県民を育成していくことを目的とし、市町教育委員会の積極的な取組と県民の参画と協働を基盤とした学校・家庭・地域社会の密接な連携の下、総合的な施策を推進することとしている。

過疎地域においては、児童・生徒数の減少が顕著であるため、公立小中学校の規模の適正化を図るとともに、教育施設・設備の整備充実に努め、教育水準の向上を図る。

また、地域住民に自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身につけるために生涯にわたって学習や活動を継続していくことを支援するための拠点づくりとネットワーク化を進める。

2 公立小中学校等教育施設の整備

公立小中学校の統合整備等教育施設の整備にあたっては、快適でゆとりと潤いのある学校教育環境づくり、教育・学習方法の多様化に対応した学校施設・設備の充実、さらに、地域住民への学校施設の開放を考慮した施設整備に努める。

また、老朽化による危険な施設については長寿命化改良や改築等を計画的に推進し、耐震性が不十分な施設については早急な耐震化を推進する。

公立小中学校を統合する場合には、通学距離、通学時間、通学上の安全性、学校教育活動の実施上の影響などを十分検討するとともに、学校の持つ地域的な意義等を考慮のうえ、地域住民の理解と協力を得て行う。また、統合に伴い必要となる校舎、屋内運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅及び通学路等の整備を図る。

統合が困難な小規模校においては、教職員と児童・生徒のふれあいや個別指導の面における小規模校としての教育上の利点を生かすとともに、校舎等の改築、屋内運動場未保有の解消をはじめ教育施設・設備の整備充実に努める。

3 集会施設、体育施設、文化施設等の整備

地域住民が生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中で各人が自己実現を図っていくためには、住民の主体的な学習活動の受け皿となる生涯学習関連施設の

整備充実は重要な課題であり、広域市町村圏との連携を図りながら、公民館、図書館、資料館、体育施設などを配置し、施設相互の情報交換等、その機能の充実を図るとともに、さまざまな活動を通じて過疎地域以外の住民との交流等も図る。

VIII 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

住民の価値観がものの豊かさに加え、これまで以上に心の豊かさを求めるようになってきていることから、住民の生活に潤いや楽しさが実感できるよう、多様な文化に触れる機会の提供等を行い、地域文化の振興に努める。

また、住民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させていくよう、支援を進める。

さらに、史跡・名勝・天然記念物・民俗文化財・重要文化財などの歴史的文化遺産を地域の財産として後世に継承していくとともに、地域資源としての活用促進を図る。

2 地域文化の振興等に係る環境整備

住民が身近に文化芸術に触れる機会を提供するための環境整備を行うとともに、伝統的な文化だけでなくメディア芸術等幅広い文化芸術活動を実施するほか、各種の広報媒体を活用し文化芸術に関する情報提供を行う。

そのほか、芸術活動や創作活動を行う住民に各種の助成制度の周知を図り、活動支援を行う。

また、住民自らがふるさとのすばらしさを再発見・再認識することにより、郷土に対する誇りを高め、地域文化を発展させるために、史跡の公有化や保存整備、その他の有形無形文化財の保存整備、公開・活用、記録作成事業等の推進を図る。

IX 集落の維持・整備（含む定住の促進）

1 集落機能の維持

過疎地域の小規模・高齢化集落においては、若年層の減少により、集落住民で行う共同作業や伝統行事などの継続が課題となるなど集落機能の低下が懸念される。

このような集落の活性化や地域力の維持・強化を図るため、集落支援員や地域おこし協力隊等を活用し、集落機能の維持・向上を支援するとともに、集落のあり方の研究を進めるなど集落機能の維持・推進を図る。

また、集落機能の強化のためには、コミュニティ意識の醸成、地域住民同士の交流の活性化、行政効率の向上を図る集落の合併・統合、新行政区の設定等の移転を伴わない「集

落再編」や、特に交通の条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な散在小集落については、生活条件の改善に努めるとともに、住民の意向によっては、人口流出を止めることができる基幹集落へ集落を移転させる「集落移転」を誘導するため、過疎地域集落再編整備事業の活用を検討する。

なお、集落の移転整備にあたっては、住宅対策、移転地の準備及び跡地の効率的利用並びに離農者等に対する就労対策等必要な対策を講ずる。

2 集落の整備

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能、農林地や美しい景観等地域固有の資源、伝承されてきた伝統芸能・文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を果している。

これまで、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく自立促進計画等により、過疎地域住民の生活基盤強化、福祉の向上、地域格差の是正を図るため、交通通信網の整備を促進して近郊都市との連携を強めながら、集落規模に応じて文化施設、保健・福祉施設、生活環境施設等公共施設を合理的に配置し、地域住民の生活の拠点となる基幹集落を整備、育成し、都市との交流を通じた地域の活性化を図ってきた。

今後は、集落の生活基盤強化はもとより地域の担い手確保を図るために、当該地域の若者やU J I ターン者等のための良質で低廉な住宅や宅地を整備し、定住促進を図るとともに、美しい景観の維持整備を図り個性豊かな地域社会の形成に努める。

また、インターネット等を活用して過疎地域の土地・住宅状況等の情報提供を行うなど、ソフト事業を推進する。